

後期高齢者医療保険料について

1 後期高齢者医療保険料賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定によって、宮城県に居住する後期高齢者医療の被保険者に対し賦課されます。

2 翌年度の仮徴収額について

翌年度の仮徴収期（4、6、8月）は、本年度2月の特別徴収額と同額が年金から天引きとなります。改めての通知はないため、この通知書でご確認ください。

3 不服申立て及び取消の訴え

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消の訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県後期高齢者医療広域連合を被告として提起することができます。（被告の代表者：宮城県後期高齢者医療広域連合長）

なお、この訴えは以下のいずれかに該当する場合を除き、審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができません。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - 2 決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - 3 その他、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

【不服の申立て先】

宮城県後期高齢者医療審査会（TEL：022-211-2565）

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県保健福祉部国保医療課内）

4 納期限後に納付する場合

1 延滞金の加算

延滞金は納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます）に、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（その納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した金額となります。

ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

2 督促手数料

納期限の翌日から20日以内に督促状を発送します。この場合、督促手数料として100円が加算されます。

また、督促状の発送日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

5 保険料に関して

【間合わせ先】

宮城県富谷市 市民生活部税務課（TEL：022-358-3164）

〒981-3392

宮城県富谷市富谷坂松田30番地